

(別紙2-2 くろまぐろ(大型魚))

第1 特定水産資源

特定水産資源の名称 くろまぐろ(大型魚)

特定水産資源の定義 くろまぐろのうち、中西部太平洋条約海域(許可省令第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。)において採捕されるものであって、30キログラム以上のものをいう。以下この別紙において同じ。

第2 管理年度

大臣管理区分 1月1日から同年12月末日まで

都道府県 4月1日から翌年3月末日まで

第3 資源管理の目標

中西部太平洋まぐろ類委員会(以下この別紙において「WCPFC」という。)での合意を考慮し、若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パーセントとする。

第4 漁獲シナリオ

少なくとも60パーセントの確率で、第3の資源管理の目標を上回る状態を維持する。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から5までに定めるとおりとする。

1 くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項（5(1)の大臣管理区分に関する事項を除く。）

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

- ① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。
- ② 漁獲量等の報告に係る期限

陸揚げした日（養殖仕向けの場合は、いけすへ活け込みをした日）から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 漁業の種類

かじき等流し網漁業等（かじき等流し網漁業（許可省令第2条第10号に掲げる漁業をいい、同省令別表第1のかじき等流し網漁業の項の中欄第4号に掲げる海域において、法第36条第1項に基づ

くかじき等流し網漁業の許可を受けた者により行われる総トン数10トン以上の動力漁船により流し網を使用してかじき、かつお、まぐろ又はさめをとることを目的とする漁業を含む。)及び東シナ海等かじき等流し網漁業(同省令第2条第11号に掲げる漁業をいう。)をいう。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① 漁獲割当割合の申請期限

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の11月15日

② 漁獲割当割合を設定する日

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の12月15日まで

③ 漁獲割当割合の有効期間

一管理年度の期間

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度12月末日までの3年間をいう。以下この管理区分において同じ。）におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量（流し網を使用したものに限り、当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。以下この管理区分において同じ。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割

当割合を設定するものとする。

ウ 次の(ア)又は(イ)のいずれか低い方の割合を漁獲割当割合として設定する。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

(ア) (a)及び(b)を合計した割合(小数点第5位以下を切捨てたものとする。)

(a) 10パーセントを、申請のあった船舶(申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。)の総数で除することにより得た割合

(b) 90パーセントを、申請のあった船舶(申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。)ごとの基準期間におけるくろまぐろ(大型魚)の漁獲量に応じて按分して得た割合

(イ) 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合

エ ウ(ア)(b)の漁獲量について、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(ア)から(ウ)までに定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。ただし、当該船舶が(ア)から(ウ)までのいずれか2つに該当する場合には、それぞれに定める数値を合計した数値を当該船舶の漁獲

量とみなす。

(ア) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定によりかじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の合計値

(イ) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定によるかじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定によりかじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間に

おけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の合計値（当該船舶により当該起業の認可の期間中に流し網を使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合にあっては、当該漁獲量の合計値に、当該試験操業の期間における当該船舶のくろまぐろ（大型魚）の漁獲量を加えた数量）

- (ウ) 当該船舶により流し網を使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合であって、当該試験操業が基準期間中に開始されたものである場合 当該試験操業の開始の日以降の当該船舶の基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量及び当該試験操業を行うに当たり受けた法第45条第2号又は第3号の規定によるかじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の起業の認可の日前の当該起業の認可を受けるに際し見合いとした許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する船舶の基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の合計値

⑤ 漁獲割当割合設定者の資格

かじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の許可又は起業の認可を受けた者

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日

12月15日まで

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

⑧ 年次漁獲割当量の控除の係数

規則第17条第1項の資源管理基本方針に定める係数は1とする。

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

本則第12のとおりとする。

3 くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいい、同省令別表第2のかつお・まぐろ漁業の項に掲げる海域において総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行う漁業を含む。）のうち、総トン数150トン未満の動力漁船により浮きはえ縄を使用して行うもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① 漁獲割当割合の申請期限

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の11月15日

② 漁獲割当割合を設定する日

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の12月15日まで

③ 漁獲割当割合の有効期間

三管理年度の期間

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度12月末日までの3年間をいう。以下この管理区分において同じ。）における当該船舶のくろまぐろ（大型魚）の漁獲量（年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。以下この管理区分において同じ。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来

の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとする。

ウ 次の(ア)又は(イ)のいずれか低い方の割合を漁獲割当割合として設定する。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

(ア) (a)及び(b)を合計した割合(小数点第5位以下を切捨てたものとする。)

(a) 30パーセントを、申請のあった船舶(申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶及び基準期間におけるくろまぐろ(大型魚)の漁獲量がなかった船舶を除く。)の総数で除することにより得た割合。ただし、基準期間におけるくろまぐろ(大型魚)の漁獲量がなかった船舶については、0パーセントとする。

(b) 70パーセントを、申請のあった船舶(申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。)ごとの基準期間におけるくろまぐろ(大型魚)の漁獲量に応じて按分して得た割合

(イ) 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合

エ ウ(ア) (a)及び(b)の漁獲量について、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

(ア) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定によりかつお・まぐろ漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の合計値

(イ) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定によるかつお・まぐろ漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定によりかつお・まぐろ漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の合計値

⑤ 漁獲割当割合設定者の資格

かつお・まぐろ漁業の許可又は起業の認可を受けた者

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日

12月15日まで

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限

陸揚げした日から3日以内（陸揚げ前にくろまぐろ（大型魚）の採捕に係る暫定的な情報を水産庁長官に報告している場合にあつては、5日以内）（いずれの期限にも行政機関の休日は算入しない。）

⑧ 年次漁獲割当量の控除の係数

規則第17条第1項の資源管理基本方針に定める係数は1とする。

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

本則第12のとおりとする。

4 くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいい、同省令別表第2のかつお・まぐろ漁業の項に掲げる海域において総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行う漁業を含む。）のうち、釣りによって行うもの又は総トン数150トン以上の動力漁船により浮きはえ縄を使用して行うもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

(ア) (1)②の漁業の種類のうち総トン数200トン以上の動力漁船により釣りによって行うもの及び
総トン数150トン以上の動力漁船により浮きはえ縄を使用して行うもの

10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をい
う。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

(イ) (1)②の漁業種類のうち総トン数200トン未満の動力漁船により釣りによって行うもの

陸揚げした日から3日以内（陸揚げ前にくろまぐろ（大型魚）の採捕に係る暫定的な情報を
水産庁長官に報告している場合にあっては、5日以内）（いずれの期限にも行政機関の休日は
算入しない。）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能
量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそ
れがなくなつたと認めるときは、この限りでない。）

くろまぐろ（大型魚）の採捕をした日の翌日まで

5 くろまぐろ（大型魚）大中小型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

日本海のうち、最大高潮時海岸線上島根山口両県界北西の線の以東の水域

② 漁業の種類

大中小型まき網漁業

③ 漁獲可能期間

5月1日から同年7月25日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① 漁獲割当割合の申請期限

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の3月15日

② 漁獲割当割合を設定する日

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の4月15日まで

③ 漁獲割当割合の有効期間

一管理年度の期間

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度12月末日までの5年間をいう。以下この管理区分において同じ。）のうち各年の5月1日から7月25日（令和6管理年度以前の年においては5月15日から7月末日）までの期間の(1)①の水域

における当該船舶のくろまぐろ（大型魚）の漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。以下この管理区分において同じ。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとする。

ウ 次の(ア)又は(イ)のいずれか低い方の割合を漁獲割当割合として設定する。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

(ア) (a)及び(b)を合計した割合（小数点第7位以下を切捨てたものとする。）

(a) 20パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）の総数で除することにより得た割合

(b) 80パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）ごとの基準期間のうち各年の5月1日から7月25日（令和6管理年度以前の年においては5月15日から7月末日）までの期間の(1)①の水域におけるくろまぐろ（大型

魚) の漁獲量に応じて按分して得た割合

(イ) 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合

エ ウ(ア)(b)の漁獲量について、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(ア)から(ウ)までに定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

(ア) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定により大中型まき網漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間のうち各年の5月1日から7月25日（令和6管理年度以前の年においては5月15日から7月末日）までの期間の(1)①の水域におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間のうち各年の5月1日から7月25日（令和6管理年度以前の年においては5月15日から7月末日）までの期間の(1)①の水域におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の合計値

(イ) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有し

ていた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定による大中型まき網漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定により大中型まき網漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間のうち各年の5月1日から7月25日（令和6管理年度以前の年においては5月15日から7月末日）までの期間の(1)①の水域におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間のうち各年の5月1日から7月25日（令和6管理年度以前の年においては5月15日から7月末日）までの期間の(1)①の水域におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の合計値（当該船舶により当該起業の認可の期間中にまき網を使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合にあっては、当該漁獲量の合計値に、当該試験操業の期間のうち各年の5月1日から7月25日（令和6管理年度以前の年においては5月15日から7月末日）までの期間の(1)①の水域における当該船舶のくろまぐろ（大型魚）の漁獲量を加えた数量）

(ウ) 当該船舶によりまき網を使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合であって、当該試験操業が基準期間中に開始されたものである場合 当該試験操業の開始の日以降の当該船舶の基準期間のうち各年の5月1日から翌年7月25日（令和6管理年度以前の年においては5月15日から7月末日）までの期間の(1)①の水域におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量及び当該試験操業を行うに当たり受けた法第45条第2号又は第3号の規定による大中型まき網漁業の起業の認可の日前の当該起業の認可を受けるに際し見合いとした許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する船舶の基準期間のうち各年の5月1日から7月25日（令和6管理年度以前の年においては5月15日から7月末日）までの期間の(1)①の水域におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の合計値

⑤ 漁獲割当割合設定者の資格

大中型まき網漁業の許可若しくは起業の認可（当該許可又は認可のうち、操業区域に北部日本海海区（石川県珠洲市禄剛埼灯台正北の線以西の日本海の海域以外の日本海の海域をいう。）、中部

日本海海区（石川県珠洲市禄剛埼灯台正北の線と最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線との両線間における海域をいう。）又は西部日本海海区（最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線と佐賀県唐津市波戸岬灯台から長崎県壱岐市長者原埼突端及び同県対馬市神埼灯台を経て同市三島灯台に至る線並びに同灯台正北の線から成る線との両線間における海域（漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第27条の表瀬戸内海の項下欄に掲げる海域を除く。）をいう。）を含むものに限る。

）を受けた者

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日

毎管理年度の4月15日まで

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限

陸揚げした日（養殖仕向けの場合は、いけすへ活け込みをした日）から3日以内（いずれの期限にも行政機関の休日は算入しない。）

⑧ 年次漁獲割当量の控除の係数

規則第17条第1項の資源管理基本方針に定める係数は1とする。

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

本則第12のとおりとする。

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県（全体）及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量のうち令和6年（2024年）のWCPFCにおける我が国の漁獲上限に相当する数量については、国の留保を除いた数量を、令和3管理年度から令和5管理年度の管理年度ごとの大臣管理区分又は都道府県の漁獲実績の比率の平均値（以下この別紙において「基礎比率」という）を用いることを基本として配分するものとする。

残りの漁獲可能量については、国の留保を除いた数量を基礎比率によらず、都道府県に配慮して配分する。また、大臣管理区分間での配分については、令和6管理年度の4に基づき行う過去の超過分の差引きや、同じ大臣許可漁業でのくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への数量の振替等の処理を行う前の大臣管理漁獲可能量からの増加量及び増加率並びに漁獲割当てによる管理の状況

を考慮し、必要な調整を行う。

(2) 各都道府県への配分の基準

基礎比率を用いて配分することを基本とする。

ただし、基礎比率を用いて算出された数量が、令和6管理年度の都道府県別漁獲可能量に相当する数量（4に基づき行う過去の超過分の差引きや、都道府県内でのくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への数量の振替等の処理を行う前の数量。以下この別紙において「都道府県別基礎配分」という。）を下回る都道府県にあつては令和6管理年度の都道府県別基礎配分とすることを基本とする。

その上で、令和6管理年度の都道府県別基礎配分からの増加量及び増加率を考慮し、必要な調整を行う。

さらに、国は、当該調整の後、以下の①から⑦に掲げる上乘せ又は追加配分を行う。

これらの調整、上乘せ又は追加配分にあたり、国は、一定の数量を確保した上で行うものとする。

（当初に上乘せするもの）

- ① 混獲管理を目的として、基礎比率を用いて算出された数量又は令和6管理年度の都道府県別基礎配分が1トン以下となる都道府県に対して上乘せするもの
- ② 都道府県別漁獲可能量を超えないよう漁獲量を管理する困難さを緩和することを目的として、①の上乗せ後の数量が、平成27年度（2015年度）から令和5年度（2023年度）の各年度の最大漁獲実績を下回る都道府県に対して上乘せするもの
- ③ 都道府県別漁獲可能量を超えないよう漁獲量を管理する困難さを緩和することを目的として、②までの上乘せ後の数量が少ない都道府県に対して上乘せするもの
- ④ 第2管理期間及び第3管理期間の超過分の差引きにより、基礎比率が低くなる都道府県への影響緩和を目的として、該当する都道府県に対し③までの上乘せ後の数量に上乘せするもの（管理年度中に追加配分するもの）
- ⑤ 管理年度中の都道府県別漁獲可能量の融通を促進することを目的として、前管理年度に未利用分を譲渡した都道府県に追加配分するもの
- ⑥ 漁獲可能量の有効利用を目的として、前管理年度の消化率が高い都道府県に追加配分するもの

⑦ くろまぐろ（小型魚）の漁獲を削減することを目的として、漁獲の対象をくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）へ転換するための国が定める枠組みに参加する漁業者に対するものとして追加配分するもの

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、配分する漁獲可能量を明示して行うものとする。

3 漁獲可能量の繰越分について

前管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、WCPFCで合意された繰越率を上限に繰り越すこととする。都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、それぞれの当初の都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の10パーセントとする。ただし、第5の1のくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該管理区分及び第5の5のくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）の当初の大臣管理漁獲可能量の合計の10パーセントとする。また、当該繰越数量のうち、前管理年度に

において第6の6の規定により第5の1のくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量に追加配分された数量（以下この別紙において「前管理年度繰り入れ数量」という。）は、第5の5のくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量に追加配分することとする（当該繰越数量が前管理年度繰り入れ数量に満たない場合はその満たない数量でもって追加配分をする。）。

残りの漁獲可能量については、国が留保するものとする。

4 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合（漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分において当該区分に係る大臣管理漁獲可能量を超過した場合を除く。）には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の当該漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

5 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に配分するものとするものとし、前管理年度の漁獲可能量の未利用分の繰越しに係る留保を配分する際には、都道府県を優先するものとする。

6 漁獲可能期間終了に伴う漁獲可能量の変更について

第5の5のくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）において、第5の5(1)③の漁獲可能期間の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、国の留保に繰り入れることとし、当該未利用分の数量を速やかに第5の1のくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量に追加配分する。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量

(2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務

所の所在地)

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がくろまぐろ（大型魚）について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあっては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなく

なつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から5日以内(行政機関の休日は算入しない。)

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第9 その他資源管理に関する重要事項

1 数量の明示について

くろまぐろ(大型魚)の数量管理においては、各管理区分において数量を明示するものとする。

2 大臣管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

3 法第26条第2項の規定に基づく特別管理特定水産資源について

くろまぐろ(大型魚)は法第26条第2項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源である。